

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
16. 火薬類の譲渡、譲受に係る許可申請		火薬類取締法 第17条 第1項	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、市長の許可を受ける必要があります。 火薬類の譲渡又は譲受の目的が明らかであり、かつ、その譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないことが必要です。 			
4. 関係条文			
法	第22条 残火薬類の措置 第50条の2 猟銃用火薬類の特則	施行令	第2条 譲渡許可書等の返納 第12条 猟銃用火薬等
		施行規則	第35条 譲渡の許可申請 第36条 譲受の許可申請 第37条 無許可譲受数量 第90条の2 譲受の許可申請の特則
			市細則
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類の譲渡 1,200 円 火薬類の譲受 火工品のみ 2,400 円 その他の譲受25kg以下 3,500 円 その他 6,900 円 		7 日	3 部
8. 告示又は通知			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類の取締り強化について（昭和42年6月13日 42化局第324号） コンクリート破砕器の取扱いについて（昭和49年4月1日 通商産業省立地公害局保安課長通知） 火薬類に関する対策の強化について（昭和50年2月28日 50立局第128号） 			
9. 審査する事項			
火薬類の譲渡又は譲受の目的が明らかであり、かつ、その譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないか審査します。			
廃棄に関する技術上の基準			
<ol style="list-style-type: none"> 規則第66条及び第67条に規定する火薬類の廃棄に関する技術上の基準 その他 			